

## 平成 28 年度みどり環境公募事業審査要領 (県民みんなで支える森・みどり環境公募事業)

### (趣 旨)

第 1 この要領は、平成 28 年度みどり環境公募事業を選考するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

### (審査方法)

- 第 2 平成 28 年度みどり環境公募事業募集要領に基づき応募された事業提案について、第 1 次審査、第 2 次審査及びやまがた緑県民会議（以下「県民会議」という。）の審議を経て総合的に判断し、事業の採択を決定する。
- 2 審査は、別表「みどり環境公募事業審査基準」に基づき行う。
  - 3 第 1 次審査は、事業提案の提出を受けた総合支庁長（以下「支庁長」という。）が行い、その結果を別記様式第 1 号により環境エネルギー部長（以下「部長」という。）に副申する。
  - 4 第 2 次審査は、第 1 次審査により不採択となったものを除いた事業提案を対象とし、みどり環境公募事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、その結果を部長に報告する。
  - 5 部長は、第 2 次審査の結果を踏まえ採択案を作成し、県民会議に意見を求める。
  - 6 部長は、県民会議の意見を踏まえ採択の可否及び補助対象額を決定し、その結果を別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号により事業を提案した団体に通知するとともに、その旨を別記様式第 4 号により支庁長に通知する。

### (審査委員会)

- 第 3 審査委員会の委員は、環境エネルギー部の次長、環境企画課長及びみどり自然課長、総務部税政課長並びに農林水産部林業振興課長の 5 名で構成する。
- 2 審査委員会の委員長は、環境エネルギー部次長をもって充てる。
  - 3 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の座長となる。
  - 4 審査委員会に係る庶務は、環境エネルギー部みどり自然課が担当する。

### 附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 13 日から施行する。

別 表

## みどり環境公募事業審査基準

(審査基準)

第1 審査は、提出された応募書類を次の項目について評価し、採点する。ただし、第1次審査の審査項目に合致していないものは不採択とし、第2次審査を実施しない。

【一般助成】

区分	審査項目	評価の観点			評点
第1次審査	① 緑環境税 活用の 趣旨への 適合性	事業内容が次のいずれにも該当していること ア 森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮につながること イ 緊急又は重要であり、効果が広く県民に及んで公益性が高く、新規又はこれに準ずる拡充施策であること ウ 他の特定財源が充当されていないこと			合致しているか
	② 団体の 適格性	規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められる団体であること			
	③ 事業の 適格性	事業内容が次のいずれにも該当しないこと ア 他の事業で補助・助成等を受けている、又は受ける見込みのある事業である イ 個人、特定の事業者の利益のための事業である ウ 政治又は宗教的宣伝を目的としていると認められる エ 事業対象地、実施場所が県外に及ぶ オ 活動場所が確保できていないなど、著しく具体性に欠けていると認められる カ その他、当事業として不相当と認められる			
	第1次審査の結果				
第2次審査	④ 事業内容	ア	波及性	幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があり、他団体等と幅広く連携した活動であるか	(各項目) 優 5点 やや優 4点 良 3点 やや良 2点 可 1点  <25点満点>
		イ	具体性	課題解決の目的を持っており、具体的な事業内容であるか	
		ウ	効率性	事業内容に見合った適正な経費で積算され、かつコスト削減に努めているか	
		エ	独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか	
		オ	継続性	単発的活動でなく、地域に根ざした活動として次年度以降も継続される可能性があるか	
	⑤ 過去の 助成実績	団体のみどり環境公募事業の採択回数は何回目か(平成19年度以降)			初めて 5点 過去採択1回 4点 過去採択2回 3点 過去採択3回 2点 過去採択4回以上 1点 <5点満点>
第2次審査の評点合計					30点満点

【テーマ助成】

区分	審査項目	評価の観点		評点	
第1次審査	① 緑環境税 活用の 趣旨への 適合性	事業内容が次のいずれにも該当していること ア 森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮につながる事 イ 緊急又は重要であり、効果が広く県民に及んで公益性が高く、新規又はこれに準ずる拡充施策であること ウ 他の特定財源が充当されていないこと		合致しているか	
	② 団体の 適格性	規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められる団体であること			
	③ 事業の 適格性	事業内容が次のいずれにも該当しないこと ア 他の事業で補助・助成等を受けている、又は受ける見込みのある事業である イ 個人、特定の事業者の利益のための事業である ウ 政治又は宗教的宣伝を目的としていると認められる エ 事業対象地、実施場所が県外に及ぶ オ 活動場所が確保できていないなど、著しく具体性に欠けていると認められる カ その他、当事業として不相当と認められる			
	第1次審査の結果				【合致している】 第2次審査へ 【合致していない】 不採択
第2次審査	④ 事業内容	ア	テーマとの 整合性	提案された企画、事業は、設定したテーマ趣旨に合致しているか	(各項目) 優 5点 やや優 4点 良 3点 やや良 2点 可 1点  <30点満点>
		イ	波及性	幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があり、他団体等と幅広く連携した活動であるか	
		ウ	具体性	課題解決の目的を持っており、具体的な事業内容であるか	
		エ	効率性	事業内容に見合った適正な経費で積算され、かつコスト削減に努めているか	
		オ	独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか	
		カ	継続性	単発的活動でなく、地域に根ざした活動として次年度以降も継続される可能性があるか	
	第2次審査の評点合計				30点満点

(総合調整)

第2 第2次審査では、予算の範囲内で評点合計が上位のものから採択する。ただし、事業の内容や経費を調整する場合がある。